

YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 WEB サイト等企画運営業務仕様書**1 業務名**

YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 WEB サイト等企画運営業務

2 事業期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 事業目的

YouTube チャンネル「京都館会議」、京都館 WEB サイト等を通じて、京都の文化、伝統産業等をはじめとした魅力を国内外に広く発信し、新たな京都ファンを増やしていくことで、京都への関心を高めることを目的とする。

4 業務内容

以下の業務について、本市と協議のうえ、実施すること。

なお、各業務の実施に当たっては、本市の実施事業との連携を図ること。

また、国内外の方々の京都に関するニーズ・動向等を踏まえた上でコンテンツを制作するなど、国内はもとより海外にも訴求力のある内容とすること。

(1) YouTube チャンネル「京都館会議」の運営

YouTube 動画登録者数、視聴者数を増やすために以下の取組に基づき運営すること。

ア 京都に住む人ならではのお薦めスポットなど、京都の魅力を伝える動画の企画立案を行い、企画に基づき構成及びシナリオを作成すること。企画内容の検討や動画出演者の人選等に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。

イ 企画に基づき撮影や映像制作を行うこと。出演者や協力者に関する交渉も受託者において行い、人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。

なお、撮影に際して必要となる使用料、出演料、謝礼金等の費用は委託料に含むものとする。

ウ 映像の加工・編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの付加など、効果的な編集作業を行うこと。また、京都に関心のある潜在的なユーザーのチャンネル登録、視聴に繋がる動画の公開設定（タイトル、タグ、概要欄、サムネイル、ジャンルなど）を行うこと。

エ 年間最低 12 本以上の投稿とともに、YouTube 動画登録者数 1.5 万人以上を維持するために、良質な内容の番組制作、効果的な時期、タイミングの配信を行うこと。万が一 1.5 万人を下回った際は直ちに分析を行い、本市に報告の上、対応策を講じること。

オ YouTube チャンネル「京都館会議」ファン向けのオフ会（リアルイベント）を開催する

こと。なお、使用料等の費用は委託料に含むものとするが、必要に応じて企画内容の検討や参加者の人選等とともに、本市と事前に十分な協議を行うこと。

(2) 京都館 WEB サイト (<https://www.kyotokan.jp/>) の運営

ページビュー数や訪問者数を増やすために、以下の取組に基づき運営すること。

ア 京都市の情報発信に協力いただいている

「のれん分け事業者」(<https://www.kyotokan.jp/partners/>)、

「京都市サポーターショップ」(<https://www.kyotokan.jp/supporters/>) など、

京都ゆかりの事業者等が実施する催事やオンラインイベントなどの情報について、受託者自身で随時収集し、WEB サイトを更新すること。

イ 京都の魅力を発信する人物や店舗を取材し、特集記事を年間最低 10 本以上掲載すること。ただし、企画内容の検討や取材対象の選定に関しては本市と十分に事前協議を行い、取材先や協力者に関する交渉は受託者において行うこと。なお、取材に際して必要となる費用は委託料に含むものとする。

ウ サイトのデザインについては、パソコンのモニターはもとより、スマートフォンやタブレットでの見やすさを確保したものにすること。

エ 英語版サイトも上記ア～ウと同様に更新・管理を行うこと。

(3) 定例報告・打合せについて

以下の事項に基づき運営すること。

ア 上記(1)(2)実施に当たり、緊急の場合を除き、記事や動画を投稿する日時、内容等を、投稿の 24 時間前までに本市に連絡し、事前の了承を得ること。

イ 各種スケジュール管理など、業務の円滑な遂行のため、発注者と月 1～2 回程度の打合せを行うこと。その際、京都市役所内で行う場合を除き、受託者が打合せ場所を確保すること。

ウ 毎月、YouTube、WEB サイト等のアクセス状況等を分析し、今後の対応策とともに報告すること。

(4) その他

本市から WEB ページ、動画、SNS に関する修正や削除などの指示があった場合、速やかに対応すること。

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する制作責任者を置き、本市、関係者との円滑な業務進行管理や意思疎通に努めること。また、感染症やその他の事由により制作責任者が従事できない場合に備え、制作責任者を代理する担当者を置くこと。

画像やデザイン、映像、音声等の映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信に

当たっての必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。

6 業務報告

委託業務完了後、速やかに報告書を作成し、上記2の業務期間内に書面2部及び電子データで本市に提出すること。報告書については、以下の内容を含むこと。

- ・実施業務の概要
- ・実施結果、効果測定

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受注者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、別紙（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て本市に帰属するものとする。

(5) 引継ぎ

令和7年度と受託者が変わる場合は、前受託者から引継ぎを受け、円滑に業務を遂行すること。また、契約期間の終了後であっても次受託者に対して円滑な業務引継ぎを遂行すること。

(6) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上